

SLN SOFTIC LAW NEWS

(財)ソフトウェア情報センター

発行 専務理事 金井 二郎
編集 調査研究室長 石原 壽夫

No.1 1987-9-14

○SLNの創刊にあたり	1
○プログラム保護に関する最近の米国高裁判決の動向	2
1. ウェレン・ジャスロー事件控訴審判決	2
2. プレインズコットン対グッドパステア事件控訴審判決	5

SOFTIC

(財)ソフトウェア情報センター

〒105 東京都港区虎ノ門5-1-4 東都ビル
TEL(03)437-3071 FAX(03)437-3398

©(財)ソフトウェア情報センター
1987
本誌記事の無断転載を禁じます。

この出版物は、日本自転車振興会から競輪収益の一部である機械工業振興資金の補助を受けて作成したものである。

SOFTIC LAW NEWS (SLN) の 創刊にあたり

SOFTIC LAW NEWS 第1号をおとどけします。

この NEWS は、(財)ソフトウェア情報センター調査研究室の日頃の調査研究過程で一般的に興味の深いと思われる事案を選択して編集したものであります。

ソフトウェアの法的保護問題のご理解にいささかでもお役に立つことが出来ればと願っております。なお、記事内容は、号を追って更に充実したものにいたしたいと考えておりますので、御意見をおよせ下されば幸いです。

(財)ソフトウェア情報センター
専務理事 金井二郎

プログラム保護に関する最近の 米国高裁判決の動向

昨年（1986年）8月のウェラン・ジャスロー事件に対する米国第3巡回控訴審判決に次いで、本年（1987年）1月、第5巡回控訴裁判所がソフトウェアの著作権侵害事件に対して、新たな視点に立った判決（厳密には「決定」）を下した。二つの判決は、前者が被告行為の著作権侵害性を認めたのに対して、後者はこれを否定したのであり、別事件とは言え結論が全く正反対となっている。勿論、両判決の前提となる事実関係が異なっているから、この点自体は何れ驚くべきことではない。しかし、二つの控訴裁判所が共にソフトウェアの内容に立ち入って審理を尽くした結果、一方が著作権の侵害を認め、他方がこれを否定したという事実は、この問題の難しさを改めて浮き彫りにしたわけであり、今後の米国司法機関の動向が注目されるところである。

両判決の概要は次の通りである。

1. ウェラン対ジャスロー事件控訴審判決

1986年8月4日、第3巡回控訴裁判所
原判決：ペンシルベニア州東部地区連邦地方裁判所
1985年1月22日言渡

(1) 事実の概略

歯科医院への機材供給業を営む被告（ジャスロー・ラボラトリーなど）は、自社業務のコンピュータ化を図るため、原告（ウェラン・アソシエイツ）にプログラムの開発を依頼した。原告・被告共、開発したプログラムを被告の同業者に販売する予定でいた。

プログラムは予定通り完成し、被告会社内で順調に稼動したが、同業者への販売は、搭載機種（IBM社製シリーズ1）があまり普及しなかったため目算外れだった。そこで被告は、このプログラムを当時の人気機種

IBM-PCへ移植して販売しようと考え、原告会社から技術者1名を引き抜いた上で、EDL言語で書かれたこのプログラムをBASIC言語に書き替えた。このBASIC版は商品としては成功した。しかし原告は、被告の書き替え行為が元のプログラム(EDL版)に対する原告の著作権を侵害しているとして、本件訴訟を提起した。

(2) 原審裁判所の判決

原審は、プログラムにおいても著作権法によって保護されるのは表現だけであり、表現の背後にあるアイデアは保護されていないとの伝統的見解を確認した上で、プログラムにおける表現とはソース・コード或いはオブジェクト・コードといった、外部に現れた存在形態に限定されるわけではないと述べた。原審裁判所のこの見解は、次の判示部分に明瞭に表われている。

「コンピュータ・プログラムにおける『アイデアの表現』とは、コンピュータがディスプレイやプリンタあるいは音による信号を通じて有意な情報を受け、集配し、計算し、保持し、相互に関連づけ、あるいは他の情報を生み出す際に、プログラムがどのようにして当該コンピュータを動かし、制御し、順序だてているかという、その『方法』のことを意味する」。

原審裁判所は、上述した「表現」が被告プログラムにも踏襲されている限り、たとえ被告プログラムが原告のそれと異なる言語で書かれているとしても、それによって著作権侵害性が左右されるものではないと判示した。

この原審判決を不服として控訴した被告は、控訴審の手続きにおいて「プログラムの構造は著作権法による保護を受け得ない」と主張した。なお控訴審の審理過程においてADAPSO(米国の情報サービス産業の業界団体)が、次のような参考意見を裁判所に提出している。

「米国のソフト産業は米国経済の支柱の1つとなっており、従ってその法的保護範囲の決定は政策論的配慮が必要である。そしてプログラム開発の過程における創意・投資の大半はコーディング作業以前の段階に対して行われているのが実情であるから、プログラムの保護をコードのみに限定するならば米国は重大な損失を被るだろう。」

(3) 控訴裁判所の判決

上述したような種々の見解をふまえた上で控訴裁判所は次のように判決した。

「プログラムは、小説などにおいて字句の用法のみならずストーリー（あら筋）も保護されるのと同様、コードを超えてプログラム構造も保護される。

アイデアと表現の区別の基準については、プログラムの機能及びその機能を実現するために不可欠な要素が著作権法の保護の及ばない『アイデア』であり、その他の要素は『表現』として保護される。

本件で問題となっている原告のプログラムを考えると、このプログラムが実現しようとしている機能は『歯科機材業者の経営効率化の支援』であるが、この機能を実現するためには種々様々なプログラム構造が考えられる。つまり原告が採用したプログラム構造は、原告プログラムの機能を実現するために不可欠と言うものではなかった。従って前記の基準に照らせば、原告のプログラム構造は『表現』ということになり、著作権法による保護を受ける。」

以上のように判示した上で控訴裁判所は、被告プログラムは原告プログラムの構造と実質的に類似しているから原告の著作権を侵害しているとした。

2. プレインズコットン対グッドパステュア事件控訴審判決

〔1987年1月21日、第5巡回控訴裁判所〕
〔原審：テキサス州北部地区連邦地方裁判所〕

(1) 事実の概略

原告（プレインズコットン・コーポレイティブ・アソシエーション、正確には「控訴人」と言うべきだが、簡単のため「原告」と呼ぶ）は、綿花栽培業者などから構成されるテキサス州の協同組合である。原告は1975年頃“テルコット（Telcot）”という名のソフトウェアを開発し、組合加盟業者の利用に供した。“テルコット”の概要は次のとおりである。

(イ) 組合本部にメイン・フレームを設置し、各加盟組合員は端末機器を持つ。両者は電話回線で接続される。

(ロ) 組合員は、端末を通じて市場における綿花の価格、取引高など情報を入手する。

(ハ) 更に組合員は、端末を通じて、経理業務のサービスを受けたり綿花の売買契約を成約することもできる。

(ニ) テルコットのソフトウェアは、次のものから作る

(i) 機能仕様書

(ii) 設計仕様書

(iii) プログラム・コード

(iv) マニュアル類

その後テルコットの開発を担当した4名の原告職員が原告を退職し、多少の経緯を経て被告会社（グッドパステュア・コンピュータ・サービス・インク）に再就職した。彼らは1985年秋、被告会社内でテルコットのパソコン版を開発し、これを“ジェムス（GEMS）”と命名した。テルコットとジェムスは、仕様が非常に類似していたので、被告がジェムスのコーディン

グを完了しない段階でその販売の事前差止めなどの仮処分命令を原告が原審裁判所に申し立てた。SOFTICの入手した各種資料を総合すると、原告の主張は以下の点にあるようだ。

- (イ) プログラムの構成 (organization) が著作権法で保護されることはウェラン・ジャスロー控訴審判決で明らかとなった。
- (ロ) プログラムの構成は仕様書などのドキュメントから理解し得るが、本件において、被告の各種ドキュメントは原告のそれと酷似しており、ダイレクト・コピーと思われる個所もある。
- (ハ) 従って被告が作成するプログラムは、原告プログラムの構成をコピーすることとなる。
- (ニ) 原告、被告両者の各プログラム間の唯一の相異点は、メイン・フレーム用かパソコン用かという点だけである。

(2) 原審裁判所の判決

SOFTICは、本件についての原審判決を入手していない。控訴審判決その他の資料を整理すれば、原審は「仮処分命令を得るために必要な要件のうち、①原告は回復し難い程の重大な損害を被ること及び②本裁判において原告が勝つ見通しであること、の2要件を原告は証明していない」として原告の申し立てを棄却したようである。この判決に対して原告は主に次のように主張して控訴した。

「テルコットとジェムスは実質的に類似しており、後者は前者の構成をコピーしたとの証言もある。それにも拘らず原告勝訴の見込みを否定した原審裁判所の判断は誤っている。」

(3) 控訴裁判所の判決

被告が原告のプログラムをコピーしたか否かについて控訴裁判所は大略次のように述べている。

「被告側の証言などによれば、①テルコットのシステムは非常に大きいためこれをパソコン用に書き替えるのは大変な作業であり、むしろ新たに開発し直した方が早いこと、②ジェムスの開発に際しては、開発担当者の個人的な経験と対象業界（綿花関連業界）の調査から得られた情報のみを利用したこと、などが明らかとなり、これら事実は、被告が原告のプログラムをコピーしていないことを物語っている。」

ウェラン・ジャスロー控訴審判決がプログラムの構成も保護対象となると判示した点を論拠とする原告の主張に対して、本件控訴裁判所は次のように述べてこの主張を斥けた。

「ジェムスとテルコットの類似性の多くが綿花関連業界における客観的事実或いは情報に由来するという点を被告は、証拠によって証明した。そうして市場から入手し得るそれら客観的事実・情報がソフトウェアの手順や構成を決定づける重要な要因となっている以上、そうして決定された構成などがプログラムにおける『アイデア』ではないという見解を支持することはできない。」

以上のように述べて本件控訴裁判所は、プログラムの構成が類似する場合であっても、そのような類似性が市場などの外部要因に帰因する場合には著作権を侵害しないとの見解を示した。

(4) 待たれる連邦最高裁判所の判断

この判決に対して原告プレインコットンが上告を申し立て、連邦最高裁によって受理された。従って本件については、近い将来、最高裁判所の判断が示されることになるだろう。（因みに前記ウェラン・ジャスロー事件は控訴審判決で確定しており、最高裁判所の判断を得ることができなかった。）参考までにプレインコットンの上告理由は、大略次のとおりである。

「この判決は、著作権によるプログラムの保護範囲についての判断

を誤っており、この点についての過去の裁判例及び著作権法の立法趣旨にも反している。具体的に述べれば

- ① この判決は、プログラムの保護を「殆ど逐語的なコピー」の場合に限定するものであり、プログラムに対する知的所有権の価値を否定するに等しい。
- ② プログラム作成に際して、その構造や構成をいかに決定するかという点で発揮される創作的精神活動は、著作権法によって正しく保護されるものである。
- ③ プログラムの保護を論じた従前の裁判例も、上記と同じ見解に立っている。」

以上の上告理由に対して被告グッドパスチュアは次のように反論している。

「本件プログラムの作成にあたっては、原告・被告とも綿花業界の取引業務に依拠してプログラムの設計を行っている。原告と被告の各プログラム間の類似性は、そのような作成の経緯の結果生まれたものであるから、著作権による保護範囲を考える際には、その分だけ狭くなる方向で判断しなければならない。」

以 上

※ 本件に関するお問い合わせは、下記宛にご連絡下さい。

〒105 東京都港区虎ノ門5丁目1番4号 東都ビル

㈱ソフトウェア情報センター

調査研究室まで

TEL. 03(437)3071